

鈴鹿市会計規則及び鈴鹿市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 8 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 2 号

鈴鹿市会計規則及び鈴鹿市物品管理規則の一部を改正する規則

(鈴鹿市会計規則の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市会計規則（昭和 3 9 年鈴鹿市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の賠償責任) 第116条 <u>法第243条の2の9第1項</u>の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定める者とする。 (1) <u>法第243条の2の9第1項第1号</u>から第3号までに係るもの 当該行為を専決又は代決により行つた職員及び直接補助した職員 (2) <u>法第243条の2の9第1項第4号</u>に係るもの 監督又は検査に従事する職にある者	(職員の賠償責任) 第116条 <u>法第243条の2の8第1項</u>の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定める者とする。 (1) <u>法第243条の2の8第1項第1号</u>から第3号までに係るもの 当該行為を専決又は代決により行つた職員及び直接補助した職員 (2) <u>法第243条の2の8第1項第4号</u>に係るもの 監督又は検査に従事する職にある者

(鈴鹿市物品管理規則の一部改正)

第 2 条 鈴鹿市物品管理規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の賠償責任に係る職の指定) 第31条 法第243条の2の9第1項の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定める者とする。 (1) 法第243条の2の9第1項第1号から第3号までに係るもの 当該行為を専決又は代決により行った職員及び直接補助した職員 (2) 法第243条の2の9第1項第4号に係るもの 監督又は検査に従事する職にある者	(職員の賠償責任に係る職の指定) 第31条 法第243条の2の8第1項の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為については、当該各号に定める者とする。 (1) 法第243条の2の8第1項第1号から第3号までに係るもの 当該行為を専決又は代決により行った職員及び直接補助した職員 (2) 法第243条の2の8第1項第4号に係るもの 監督又は検査に従事する職にある者

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。